

1. 自治基本条例とは

近年、全国的に制定が進んでいる自治基本条例については、確立した定義はなく、その名称も「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」「市民（住民）自治基本条例」「行政基本条例」など様々です。

これらの内容を簡単に述べるとすれば、自治体という単位で物事を考えたり、決めたりする場合に、どのような考え方を基本とするのか、どのような方法で決めていくのか、誰にどのような役割や責務があるのか、というようなことを定めている「自治の基本的なルール」となるものと言えます。

具体的には、日本国憲法に国民に主権があることが規定されているように、市民にも主権があるということを条例において明確に定め、自治の基本理念や自治体運営の基本原則を明らかにするとともに、自治体を構成する市民、議会、行政のそれぞれの役割や市民参加と協働によるまちづくりの仕組みなど、自治体運営の基本的な枠組みを定める自治体の最高規範性を有する条例と位置付けられています。

自治基本条例の位置付け(概念図)

